

次期学習指導要領に向けた検討事項と、今、大切にしたい取組

【検討項目⑥】 障害種ごとの「配慮事項」について —教育活動全般にわたる配慮事項と合理的配慮の提供を促すための方策—

1. 特別支援学校に係る現状と課題

特別支援学校学習指導要領では、「配慮事項」について、総則第3節3(3)「指導計画の作成等に当たっての配慮事項」において、特別支援学校独自の規定が示されています。

例えば、次のような内容です。

- ・ 児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度等を考慮して、基本的・基本的な事項に重点を置くこと。
- ・ 児童生徒が学習内容を確実に身に付けられるよう、個別の指導計画や学校の実態に応じて、指導方法や指導体制の工夫・改善に努めること。その際、障害の状態や学習の進度等を踏まえ、個別指導を重視すること。

また、総則第4節1「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」では、小学校等と同様に、情報活用能力の育成をはじめ、各教科等の指導に当たって配慮すべき7つの事項が示されています。

さらに、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱の特別支援学校では、第2章各教科の第1節及び第2節の各第1款において、各教科の指導計画の作成や内容の取扱いに当たっての基本的な配慮事項が示されています。これらは、小学校等に準じながらも、障害の状態や特性、心身の発達の段階等を十分に考慮した指導を行うため、障害種ごとに5～6項目程度が定められています(表1)。

なお、知的障害特別支援学校については、第2款第2「指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い」において、必要な配慮事項等が規定されています。

こうした現行の配慮事項について、特別支援教育ワーキンググループでは、次のような課題が指摘されています。

- ・ 障害種に共通する観点から示された事項
- ・ 実践知として積み上げてきた指導方法の工夫に関する事項
- ・ 個に応じた指導の手立てを検討する上で重要となる、自立活動との関連を示す事項

これらが混在しており、示し方や配列に十分な統一性が見られないという点です。

また、デジタル学習基盤の活用など、今回の学習指導要領改訂の方向性を踏まえた見直しの必要性も指摘されています。

表1 現行の各教科の指導計画の作成と内容の取扱いに係る配慮に関する規定（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱）

| 視覚障害 | 聴覚障害 | 肢体不自由 | 病弱・身体虚弱 |
|-------------------------|----------------------------|--------------------------|---------------------------|
| (1) 的確な概念形成と言葉の活用 | (1) 学習の基盤となる言語概念の形成と思考力の育成 | (1) 「思考力、判断力、表現力等」の育成 | (1) 指導内容の精選等 |
| (2) 点字等の読み書きの指導 | (2) 読書に親しみ書いて表現する態度の育成 | (2) 指導内容の設定等 | (2) 自立活動の時間における指導との関連 |
| (3) 指導内容の精選等 | (3) 言葉等による意思の相互伝達 | (3) 姿勢や認知の特性に応じた指導の工夫 | (3) 体験的な活動における指導方法の工夫 |
| (4) コンピュータ等の情報機器や教材等の活用 | (4) 保有する聴覚の活用 | (4) 補助具や補助的手段、コンピュータ等の活用 | (4) 補助用具や補助的手段、コンピュータ等の活用 |
| (5) 見通しをもった学習活動の展開 | (5) 指導内容の精選等 | (5) 自立活動の時間における指導との関連 | (5) 負担過重とならない学習活動 |
| | (6) 教材・教具やコンピュータ等の活用 | | (6) 病状の変化に応じた指導上の配慮 |

2. 特別支援学校に係る検討の方向性

総則の構成や記載の在り方に関する審議では、児童生徒の障害の状態等に応じた適切な指導を行うため、教育活動全般を通して配慮すべき基本的な考え方を改めて整理し、その位置付けや記載順序についても見直してはどうかと提案されています(表2)。

具体的には、障害種共通の配慮事項として、次の2点が考えられています。

- ・ デジタル学習基盤の活用を前提とし、障害の状態等に応じて適切に活用するための配慮事項
- ・ 自立活動の時間と各教科等の指導との関連に関する配慮事項

また、障害種固有の観点から記載する事項としては、次の2点が挙げられています。

- ・ 障害の状態等を踏まえた、各教科等の指導内容の適切な設定に関する事項
- ・ 障害種固有の概念形成や認知の特性、意思疎通に関する事項

さらに、配慮事項の検討に当たっては、障害の状態や特性が児童生徒一人一人によって異なることを前提に、「個に応じた学習過程の充実」を促す視点を重視することが示されています。その際、児童生徒による学習の自己調整や、教師による指導・学習環境の構築といった、今回の改訂の方向性を踏まえた記載とすることが求められています。

加えて、これらの配慮事項と合理的配慮との関係についても、解説等で分かりやすく整理する必要があるとされています。

今回の議論から見えてくるのは、「障害種ごとの配慮事項」を整理・充実させることだけが目的ではないということです。むしろ、一人一人の児童生徒に応じた学びをどのように実現するか、そのために教師がどのような学習環境を整え、どのような指導上の工夫を行うかが一層重視されていると言えます。

表2 障害種ごとの教育活動全般にわたる配慮事項のイメージ(たたき台)～知的障害部分抜粋～

1. 共通的な配慮事項のイメージ

- 個々の障害の状態や特性等に応じた学び方を踏まえ、デジタル学習基盤（入出力支援装置を含む）を効果的に活用し、障害のある児童生徒一人一人の学びの充実を図ること。
- 児童生徒の障害の状態や特性等について、周囲の理解を進め、児童生徒が互いを認め合い、支え合う人間関係に基づいて学習できるようにすること。その際、教師の理解の在り方や指導の姿勢が児童生徒に与える影響に留意すること。
- 障害のある児童生徒が十分に学習できるよう、個々の障害の状態や特性等に応じた学習環境を設定・調整すること。その際、発達の段階等を考慮し、自己の状態の理解を促しながら、主体的に学習環境を整えられるように配慮すること。

2. 知的障害者である児童生徒に対する教育活動に際しての配慮事項のイメージ

- 言語でのコミュニケーションが可能であっても、言葉の正確な意味理解が十分ではない場合もあることから、具体的な操作や行動を通して、児童生徒の理解の状況を把握するとともに、教師の言語化によって意味付けたり価値付けたりすることで、学習の定着を図るようにすること。
- 児童生徒が、状況や説明を的確に理解するための手段としてのみならず、試行錯誤しながら物事を思考、判断、表現するための手段としてもデジタル学習基盤を有効に活用し、学習の効果を高められるよう配慮すること。
- 指導の形態に関わらず、具体的に設定した指導内容のもと、児童生徒の発達と生活年齢の両側面を考慮し、生活に結び付いた具体的な活動を中心に据えた学習環境で学習できるようにすること。

3. 今、重視したい取り組み

特別支援教育ワーキンググループでは、知的障害のある児童生徒の学習上の特性を踏まえ、各教科の指導において「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を進め、資質・能力の育成を図ることを引き続き重視しています。

一方で、「深い学び」については、知的障害のある児童生徒の学習上の特性と、必要な手立てや配慮事項との関係を授業の中で具体化することに、依然として課題があることが指摘されています。

こうした課題を踏まえると、今後の方向性として重要になるのは、教科等の学習過程で児童生徒がどのような困難を抱えているのかを丁寧に捉え、その実態を自立活動の視点から改めて分析し、指導に生かしていくことです。

つまり、教科の授業づくりと自立活動を往還させながら、児童生徒一人一人の学びを支える手立てを明確にし、「主体的・対話的で深い学び」を具体的な授業として実現していくことこそ、次期学習指導要領の改訂に向けた第一の方向性(実装)であると感じています。(図1)

これまでの「校長の窓」でも触れてきた内容は、まさに今回の議論と深くつながっています。

- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現 (校長の窓 Vol.1)
- ・ 知的障害のある子どもの学習上の特性を踏まえた、「深い学び」の視点からの授業改善 (校長の窓 Vol.3)
- ・ 教育活動全体における自立活動の位置付けと、自立活動と各教科等の指導との関連 (校長の窓 Vol.4)
- ・ 障害種固有の概念形成や認知特性、意思疎通に関する配慮事項と、個に応じた学習過程の充実 (校長の窓 Vol.6)

今回示された検討の方向性は、新たな取組を求めるものというよりも、これまで積み重ねてきた実践を「個に応じた学びの充実」という視点で改めて整理し、さらに深化させていくことを求めているものと受け止めています。

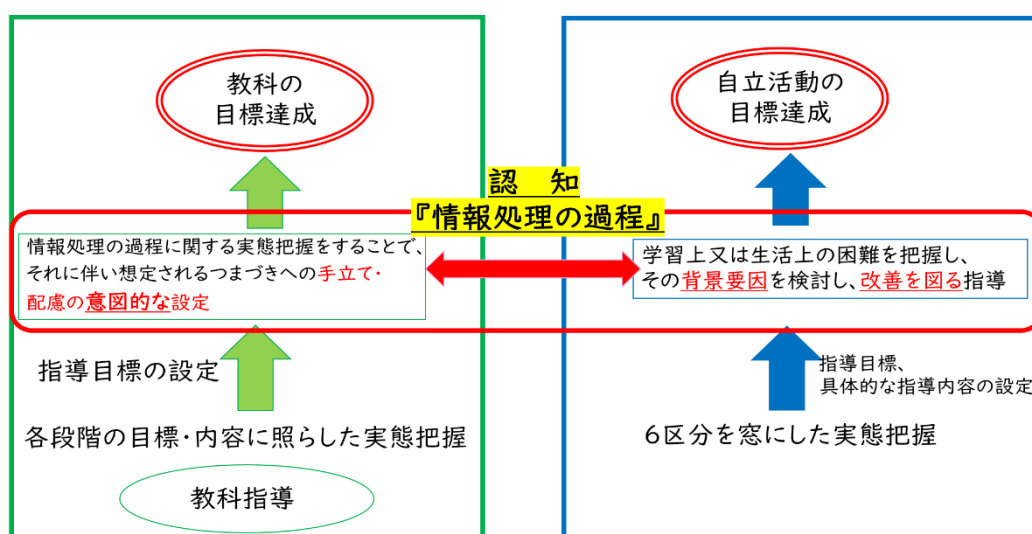


図1 学習上の困難に着目するために

(第63回 日本特殊教育学会 茨城大会 自主シンポジウム資料 話題提供者:森、吉川)

では、今、学校として何を大切にしていける必要があるのでしょうか。

各教科等における学習過程については、これまでも重視されており、「習得・活用・探究」という学びの過程の充実に向けた取組が各校で進められてきました。

一方で、知的障害のある子どもたちには、抽象的な概念の獲得に困難さを示したり、新しい課題に対して既習の知識や技能を活用して問題解決を図ることに難しさを抱えたりすることがあります。また、自分の考え方や学び方を客観的に捉える力、いわゆるメタ認知にも制約が見られることが指摘されています。

だからこそ、教科の学習における「思考・判断・表現」の営みに着目することが重要です。特に、情報を受け取り、整理し、理解し、それを表現するまでの情報処理の過程を丁寧に捉えながら、児童生徒一人一人の学びにくさの背景要因を探っていく必要があります。

そして、その実態を自立活動の視点から分析し、必要な手立てや配慮事項を明確にしていく。このように、教科の指導と自立活動の指導を両輪として授業改善を進めていくことが、これから一層重要になると考えます。

例えば、前任校では、自立活動部と研究部が連携した全校研究(令和5～6年度)を進めました。そこでは、教科の学習場面における児童生徒の情報処理の過程に着目し、自立活動の視点から、思考・判断・表現の壁となっている状態やその背景要因を分析するとともに、改善に向けた指導仮説の設定や事例検討を行いました。(表3)

その結果、教科の学習で求められる「イメージする力」や「関連付けて考える力」など、情報処理の過程で生じている困難さが具体的に見えてきました。そして、その困難さを踏まえた意図的な指導上の手立てや配慮事項を明確にした授業実践へとつなげることができました。

表3 R6:校内研究・事例検討会資料一部抜粋

| 部 | 学習上の困難 | 困難さの背景にある知的障害による認知特性 | 困難の改善・克服に向けて必要な力 |
|-----|--------------------------------|--|--|
| 小学部 | 書き飛ばしがある。 | ①記憶するのが難しい。 ・聞いて、書くことを覚えておけない。 ②イメージを形成することが難しい。 ・促音など聞こえない音のイメージできない。 ③記憶するのが難しい。 ・書き言葉を覚えるのが難しい。 | ①聴覚による記憶 注意の集中 ②聴知覚 ③視知覚 注意の集中 視覚による記憶 |
| 中学部 | 文章問題で加法、減法のどの計算を使ったらよいのかわからない。 | ①思考・判断することが難しい。 ・どの状況でどれを使うのか考えることが難しい。 ②記憶すること難しい。 ・数や記号や計算方法や言葉を記憶することが難しい。 ③イメージを形成することが難しい。 ・文章から状況をイメージすることが難しい。 | ①聴知覚 ②視覚による記憶 聴覚による記憶 ③全体一部分関係の知覚 注意の集中 |
| 高等部 | 絵本を読んで、話の流れが分からない。 | ①イメージを形成するのが難しい。 ・登場人物や情景などの情報につながらず、断片的にとらえているのではないか。 ②記憶することが難しい。 ・前のページとつながらない。新しい情報が入ったり、時間が経つと、前の情報を忘れてしまうのではないか。 | ①視覚による記憶 聴覚による記憶 図と地の弁別 ②時間の把握 注意の集中 全体一部分の知覚 |

(第63回日本特殊教育学会茨城大会 自主シンポジウム資料 話題提供者:森、吉川)

4. 今後、虹の原で大切にしたいこと

ここまで見てきたように、次期学習指導要領の検討では、「個に応じた学習過程の充実」や、自立活動と各教科等の指導との関連を一層重視する方向性が示されています。

本校においても、個別の指導計画を基盤としながら、自立活動との関連を意識した授業づくりや、ICTを活用した学習環境の充実を進めていくことが重要です。次期学習指導要領の改訂を待つのではなく、「個に応じた学びの充実」という視点から、今できる取組を一つ一つ積み重ねていきたいと考えています。

先日、初任者研修の一環として、「国語科」と「図画工作科」の研究授業を参観しました。それぞれの学習指導案には、「〇〇のイメージをもたせる」「〇〇を想起させる」「〇〇からイメージを膨らませる」など、子どもたちに期待する深い学びの姿が具体的に描かれていました。

一方で、その深い学びの姿を実現するために、教師がどのような指導上の手立てや配慮を講じるのか、また、その手立てが有効であったのかを検証する視点については、さらに深める余地があるように感じました。

知的障害のある子どもたちの「深い学び」を実現するためには、子どもの姿を具体的に思い描くだけでなく、その姿を引き出すための教師の働きかけや学習環境の工夫を具体的に検討することが欠かせません。特に、思考・判断・表現を引き出す学習過程において、どのような困難さがあり、その背景にどのような要因があるのかを見取りながら、適切な手立てや配慮事項を考えていくことが重要です。

今後の虹の原の研究授業や授業研究会では、

- ・ 児童生徒に期待する「深い学び」の姿を具体的に描くこと
 - ・ その姿を実現するために必要な指導上の手立てや配慮事項を明らかにすること
- の二つを協議の視点として意図的に位置付けていきたいと考えています。

そして、授業の中で見られた児童生徒の姿を、自立活動の視点や個別の指導計画と関連付けながら分析し、有効な手立てや配慮の在り方を検証していく。その積み重ねを通して、児童生徒一人一人の「主体的・対話的で深い学び」を支える授業実践を、学校全体で創り上げていきたいと思います。

参考／引用文献

- 教育課程部会 特別支援教育ワーキンググループ(第8回) 資料4 文部科学省(令和8年4月)
- 第63回日本特殊教育学会 茨城大会 自主シンポジウム(知的障害特別支援学校における自立活動の指導Ⅱ)資料 企画者 分藤賢之、宮尾尚樹(令和7年9月)



「やってみよう」、「もう一度やってみよう」、「最後までやってみよう」

この言葉を大切に、魅力ある虹の原の教育を育んでいきます。

— R8年度 学校経営方針の実現に向けて —